

保育所等訪問支援における評価制度（自己評価・保護者評価・訪問先施設評価）の導入について

評価制度の導入について

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）に基づき実施

- 保育所等訪問支援の効果的な実施やより良い支援の促進のため、**令和6年4月より、指定保育所等訪問支援事業者には、以下①～③の取組の実施が義務付化。**
 - ① 保育所等訪問支援を利用する保護者による支援の提供状況等についての評価「**保護者評価**」
 - ② 実際に訪問支援を受け入れる保育所等による支援の提供状況等についての評価「**訪問先施設評価**」
 - ③ 保護者評価・訪問先施設評価の結果を踏まえた事業者自身による運営状況や支援の提供状況の振り返り・評価「**自己評価**」
- **自己評価・保護者評価・訪問先評価の結果及び改善内容については、概ね1年に1回以上**保護者・訪問先施設に示すとともに、**インターネット等により公表**することを要する。

評価制度の目的等

- 本評価制度は、保護者評価や訪問先施設評価、自己評価の機会を通じて、全従業者による共通理解の下、事業所の強みや弱み等の分析を行うとともに、課題の改善に向けた具体的な取組や支援の質の向上に向けた具体的な取組等の検討を行い、日々の支援に反映することで、より良い支援提供及び事業運営につなげていくことを目的としている。
- 保護者評価・訪問先施設評価の結果は、事業者が自己評価を行う際に、客観的な視点による評価として活用するものである。

取組の流れ

※ 保育所等訪問支援事業所の従業者への評価も同時に実施

① 保護者及び訪問先施設による評価 ・ アンケート調査を実施

② 事業所全体での自己評価

- ・ 各評価の結果を踏まえて、事業所全体で課題の分析等を実施
- ・ 評価の結果を踏まえて、事業所の「強み」や「弱み」について分析

③ 改善・充実に向けた取組

- ・ 分析結果を踏まえて、今後の改善・充実に向けた具体的な取組を検討
- ・ 評価及び分析結果等を公表